

総社市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市建築審査会条例の一部を改正する条例

総社市建築審査会条例（平成17年総社市条例第204号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 略 <u>(委員の任期)</u> <u>第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。</u> <u>3 委員は、再任されることができる。</u></p>	<p>(組織) 第2条 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。